

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 7 年 1 月 3 0 日 (金)

杉 並 区 議 会

## 目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
平成27年度当初予算について	3
平成27年度議会費予算について	6
定例会の提案事項について	9
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う対応	9
予算特別委員会について	
(1) 設置・構成について	10
(2) 正副委員長の選出について	10
(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について	11
(4) 委員の席次について	11
(5) 資料請求について	11
定例会の日程について	12
本会議の会議録署名議員について	12
本会議の説明員について	13
一般質問について	13
発言通告について	13
区議会だよりの発行協力依頼について	14
その他	
(1) 会派名称の変更について	14
(2) 委員会室の工事について	14
(3) プロジェクターの利用について	15
(4) 陳情の取扱いについて	16
(5) 委員会室への電子機器の持ち込みについて	18
(6) 意見書、決議の提案ルート	18
(7) 申し合わせ事項の見直し	20

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成27年1月30日(金) 午前9時59分～午前11時10分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (5名)	理事 富本 卓 理事 川原口 宏之 理事 くすやま 美紀	理事 脇坂 たつや 理事 小川 宗次郎
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 斉藤 常男	副議長 大槻 城一
出席理事者	副 区 長 松 沼 信 夫 政策経営部長 牧 島 精 一 総 務 部 長 関 谷 隆	副 区 長 宇賀神 雅彦 財 政 課 長 齊 藤 俊 朗 総 務 課 長 有 坂 幹 朗 総務取扱 総務部参事
事務局職員	事 務 局 長 本 橋 正 敏 議 事 係 長 野 澤 雅 己 庶務係主査 川 原 広 議 会 法 務 担 当 係 長 杉 原 正 朗	事 務 局 次 長 朝比奈 愛 郎 庶 務 係 長 本 島 健 治 調 当 係 長 福 羅 克 巳 担 当 書 記 太刀川 修



(午前 9時59分 開会)

**富本理事** これより議会運営委員会理事会を開会する。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

**富本理事** 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録についてである。

平成26年11月7日から26日までの5回分を理事の皆様にお送りしているが、お送りした内容でご承認いただいてよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**富本理事** それでは、ご承認いただいたので、本日から公開の扱いとする。

《平成27年度当初予算について》

**富本理事** それでは続いて、平成27年度当初予算及び3・11防災関連事業について、理事者からの説明をお願いします。

**副区長（松沼）** 本日は、平成27年第1回区議会定例会の休会のお願いと、ご提案申し上げる案件のうち、平成27年度各会計当初予算案の概要についてご説明に上がった。

平成27年3月11日に東日本大震災が発生してから4年になる。この未曾有の災害を風化させてはならないという決意と、さらなる防災意識の向上を図るため、昨年引き続き3月11日に式典と区民参加型の訓練を実施したいと考えている。

については、3月11日、第1回区議会定例会の会期中ではあるが、この日を休会とさせていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、平成27年度各会計当初予算案の内容については、政策経営部長から説明をさせていただきます。また、当初予算以外の案件については、別途ご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**政策経営部長** それでは、平成27年度の当初予算について、お手元の区政経営計画書に基づきご説明する。

初めに、予算の基本的な考え方である。計画書の2ページから4ページをごらんいただきたい。

「『少子高齢社会』へのチャレンジ予算」ということであるが、日本の少子高齢化は急速に進行し、2060年には世界に例を見ない超高齢社会が到来すると推計されているが、特に東京では、高齢者の絶対数の増大に伴い、医療・介護の深刻化が必至である。

本格的な少子高齢社会への対応については、基本構想の課題と捉え、計画に基づき全力で取り組んでいるが、その取り組みを一層本格化する必要がある。

そうした中で、昨年、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への一極集中を是正する等により、活力ある日本社会を維持する目的で、まち・ひと・しごと創生法が成立した。

そこで、これを契機に、地方創生を自らの問題として正面から受けとめ、地方の活力維持と東京の発展が一体不可分との認識に立ち、地方と連携して、東京と地方の双方が活性化し、住民生活が豊かになる取り組みを追求する必要がある。そのため、平成27年度予算を「『少子高齢社会』へのチャレンジ予算」と名づけた。

このような基本的な考え方のもと、予算編成に当たっては、(3)に記載のとおり、基本構想の実現を加速化すること、地方とも連携し、活力ある地域社会を構築すること、そして効率的な行政運営を行うとともに、協働の取り組みを推進することとし、その上で5つの視点（重点分野）に特に意を用いて編成した。

具体的には3ページに記載をしているが、第1に「安全・安心を実感できるまちづくり」である。

首都直下地震など大震災への備えとして、耐震化、不燃化、狭あい道路の拡幅をさらに推進するため、不燃化特区制度の導入、特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震改修助成を拡充する。

また、災害時、GISを活用した災害情報を収集発信するシステムを充実するほか、震災救援所への太陽光発電機器と蓄電池の設置や本庁舎内に防災用井戸の整備を進める。このほか、水害多発地域の対策強化や防犯カメラ設置などの防犯対策にも力を注ぐ。

第2に、「みどりとにぎわいが創出される環境づくり」である。

杉並ナンバーの活用やロケ地PR、観光情報発信拠点の整備や歴史的価値の高い荻外荘の活用検討を進める。さらに、台湾との一層の交流や交流自治体との多面的な交流を進めるとともに、より利用しやすい産業融資資金制度への見直しや、国の交付金を活用したプレミアムつき商品券の発行支援など商店街振興策にも力を入れ、まちの活性化を図る。

また、多様な住まいの確保に向けて、総合的な住まいのあり方の検討を行うとともに、駅周辺を中心に、個性を生かした多心型まちづくりを推進していく。

このほか、貴重なみどりを保全するため、仮称成田西三丁目農業公園や仮称下高井戸公園の整備を進めていく。

第3に、「健康長寿の推進」である。生涯にわたり健康な生活を送り、障害があっても安心して暮らせることは、全ての区民の願いである。

そこで、健康づくりの分野では、健診データとレセプトを活用した糖尿病重症化予防やがん検診の質の向上、緩和ケアの推進を図る。

また、障害者の権利擁護を推進し、今後増加が見込まれる高齢障害者への相談対応もできる高齢障害者専門ケアマネジャーの増員を図り、活動を積極的に支援する。

さらに、全ての地域包括支援センターに地域包括ケア推進員を配置するほか、医師を中心とした在宅医療地域ケア会議を開催し、包括的な在宅療養支援体制を強化していく。

次に4ページである。第4に「切れ目のない子育て環境づくり」である。少子化の進展や女性の社会進出の本格化に対応し、妊娠・出産期から子育てまでの切れ目のない総合的な子育て支援を推進するとともに、次世代を担う子どもたちの健全育成にも積極的に取り組んでいる。

まず、待機児童対策として、引き続き保育施設の整備を進めていく。また、民間保育施設等に勤務する職員の人材確保策を講じる。園庭のない保育施設周辺に、乳幼児を中心とした遊びのエリアとして仮称すくすくひろばを整備するほか、児童の放課後等居場所事業を充実していく。次世代育成基金については、民間事業者提案による有効活用を図っていく。

教育分野であるが、区内医療機関とのアレルギーホットラインを開設するほか、仮称就学前教育支援センター構想や次世代科学教育の拠点等の検討などを進めていく。

若者就労支援としては、就労支援センターをあんさんぶる荻窪に移し、生活自立相談支援と一体で充実を図っていく。

第5に「共に輝く地方創生に向けた自治体連携の推進」である。

南伊豆町の特養整備の取り組みを先駆的なモデルとして、区と交流自治体の連携により、双方が共に輝く地方創生に向けた取り組みを進めることとして、交流自治間で仮称地方創生・交流自治体連携フォーラムを開催し、都市と地方の共存共栄の観点から相互に発展していく取り組みの研究を行い、実現可能な事業は、各自治体が策定する地方版総合戦略に反映させるとともに、先行して試行していく。

以上ご説明申し上げたとおり、平成27年度の予算編成に当たっては、「『少子高齢社会』へのチャレンジ予算」として5つの視点から重点配分いたしました。次に、そうした事業を支える財政運営について申し上げます。

区税収入や地方消費税交付金などについては一定の増収を見込んでいるが、日本経済の先行きは依然不透明な要因も多く、区財政を取り巻く環境は厳しさを増すことが見込まれることから、区民福祉の向上を図りつつ、将来世代の負担軽減のために区債の一部繰り上げ償還を行うとともに、財政調整基金を取り崩すことなく財政の健全性を十分確保した。

次に、特別会計については、被保険者数や保険料率などの基礎数値をもとにして起算

している。

以上、予算の基本的な考え方と編成方針についてご説明した。

一般会計及び特別会計の予算規模については、52ページをごらんいただきたいと思う。一般会計は1,649億7,200万円、対前年度比2.4%の増、また、特別会計を含む全会計の合計は2,786億6,200万円余、対前年度比5.1%の増となっている。

予算の概要については、今後、各会派に伺いご説明させていただきたいと思うので、よろしく願います。

なお、本日は午後1時から当初予算の記者会見がある。

私からは以上である。

**富本理事** 先ほどもあったように、詳細な説明はまた後ほどあるみたいだが、それを含めて何かご質問あるか。——それでは、今の説明についてご質問はないようなので、理事者の方々はご退席いただいて結構である。ありがとうございました。

《平成27年度議会費予算について》

**富本理事** それでは続いて、予算の中でも27年度議会費の予算についての説明を事務局から願う。

**議会事務局次長** それでは、資料3に基づき説明をさせていただければと思う。

予算総額としては、27年度、8億9,187万4,000円であり、対前年度比7.4%増で6,142万4,000円の増になっている。

予算の内訳としては、表のところをご参照いただければと思うが、大きく言って、経常経費プラス、27年度は4月に改選があるので、改選に係る経費がそれぞれ見込まれている。

また、特徴的な部分というか、27年度の特筆すべきところについては、まず旅費のところであるが、27年度の単年度ということで、ウィロビー市友好協定25周年の事業が6月にあるということで、議長及び議員4名分について、ウィロビー市への派遣の旅費が算定されている。

また、その他の視察旅費という項目のところであるが、こちらについては、従来、単価10万円掛ける12人分という形で経常的に経費としていたが、諸般の視察に対して公費を用意しているということであり、必要があれば使える経費として、単価が20万円掛ける12人分として240万円の枠で確保できている。

また、管理事務費であるが、改選の経費を除いて、そのほか特徴的なところとしては、各会派の椅子について、古いものについては全て交換をしたいと考えている。

また、デジアナ変換というサービスが終了することにより、アナログ対応のテレビは買いかえの必要があるので、会派控室、議長室等々、テレビの買いかえを予定しているところである。

次に、広報費の中であるが、こちらで金額が大きいのが議会中継テロップシステムの入れかえであり、これはウィンドウズの保証期間が切れたことにより更新の必要があることに伴い、約550万円の経費を算定しているところである。

あと大きいところでは、報酬の中の1つに組み込まれているが、3の議員年金の共済費の部分である。こちらについては、区の負担により支出という形になっているところであるが、区の負担割合の増により、26年度に比べて約4,000万円の増が必要ということで共済会のほうより通知が来ている。6,000万円増であるが、大きいところはほぼこちらの4,000万円増の部分である。

事務局費については、議会費のほうの附属した部分について、単年度で経費が★のマーク2つついているというところである。

なお、こちらのほうで強く要求していた委員会室の残時間表示システムの改修経費及びその下であるが、常任委員会のインターネット中継の経費については、ゼロ査定ということになっている。

議会費については以上である。

**富本理事** ちょっと、旅費の後段の部分は何を言っているのかよくわからなかったのだから…。

**議会事務局次長** 例えば郊外の区有施設の視察であるとか、従来の枠にとらわれないというか、新たに必要が生じた調査研究に関する視察について、公費をあらかじめ用意しており、枠として確保しているということであり、従来に増して積極的な調査研究活動を行っていただければというところである。

**富本理事** 要は視察費が増となったという捉え方でいいのか。

**議会事務局次長** はい。

**富本理事** わかった。この件について何かあるか。

**小川理事** 共済費の部分だが、議員年金の区負担分が増えたというふうに説明があったが、その共済費の増えた、議員共済費というのが、ちょっとよく把握してないのだが、4年前に廃止されて、その掛け金の負担分は、区はとりあえずなくなったわけですね。

**議会事務局次長** 共済費だが、これまで掛け金と公費負担を一緒にして共済会に納めて、それで年金とか一時金とか支払われていたわけなのだが、23年度に廃止され、掛け金の部分がなくなった。掛け金の部分はなくなったのだが、まだ年金は受けていらっしゃる

方がいる。将来的に一時金を受ける方がいらっしゃるといふ、給付の部分が残っているので、これまでの、共済会のほうでストックできている掛け金の部分についてはもちろん使うのだが、それだけでは足りないということになるので、その足りない部分については公費負担という形になっている。公費負担の部分については、今度であれば、27年度分の杉並区関連の方々の支出の見込み額というのが今現在出ているので、これを議員の数で割り返して、では杉並区は幾らという形での算定が来るということになり、その割合が、26年度は52.8%、それが今度63.7%で10ポイントほど上がるということになり、その結果として4,000万円ぐらい区の負担が増えることになるということである。

**富本理事** 要は、財源的に厳しいので公費負担を上げなければいけない。その公費負担もどんどんどんどん多く入れていかないと財源がもたないということでしょう。

**議会事務局次長** 結局、給付するためには、これまでのような形で公費負担がないと給付ができない。そのスキームでもって共済会の年金というのは廃止されたわけなのだが、一時的には公費負担はぼんと上がるが、変な言い方をすると、以降だんだん給付は、廃止されているので目減りしていくはずなので、トータルとしては、共済会が存続しているよりも公費負担は少なくなりますよという説明で、年金が廃止されているわけである。まだ、ある程度給付を受けている方がいらっしゃるので、毎年毎年、翌年度の給付見込み額をベースにして、議員の数あるいは報酬の額、これは標準報酬額という形で換算されるのだが、それで割り返して区の負担は何%ということが共済会のほうで算定され、それについては公費で予算化しておいてくださいという扱いになっているということである。

**小川理事** 大体わかった。要するに杉並区の前議員の人たちのあれが杉並区で算定される。そうすると、3期までの人は年金はもらえないわけですね。

**富本理事** 現在の3期生の人は一時金の制度になっている。

**小川理事** 3期以下の人たちが増えていくから、年金を受け取らないからだんだん目減りしていく。今はいらっしゃるので、その分区の負担を出しているという認識でよろしいか。——わかった。

**富本理事** ほかにあるか。——いつも顔写真撮りますね、受かって。みんな撮っているから、みんなのを集めてやったら、この18万1,000円なくなるのではないか。前、たしか背景がだめだからとか言われてみんなでわざわざ撮ったのだが。改選したときに、区議会だよりの新しい写真を撮るんですよ。みんな写真は撮るんだらうから、それを持ってきてもらえば、ただで済むのではないか。前から疑問なのだが。背景がどうだからだめだとかいろいろ言われたのだが。

**議会事務局次長** その辺の取り扱いについては、また考えていきたいと思う。

**富本理事** 何かあれ、みんなすごく疲れ切った顔をしている印象が強いので、経費削減という意味で、ちょっと考えてください。

**議会事務局次長** 検討させていただく。

**富本理事** ほかに何かあるか。——それでは、議会費についてはそのような説明があったということで、ご了承願う。

#### 《定例会の提案事項について》

**富本理事** 続いて、定例会の提案事項について、事務局からの説明を願う。

**議会事務局次長** 資料4をごらんいただければと思う。今度はちょっと数が多く、合計35件ということになっている。内訳としては、条例案件が20、契約案件が1、損害賠償の和解が1、26年度の補正予算が5件、27年度の当初予算が5件、指定管理者の指定が1件、人権擁護委員候補者の推薦が1件、専決処分の報告が1件、合計35件ということになる。

なお、追加議案が1件、国民健康保険条例の保険料率の改定による改正が予定されているが、保険料率が今のところ決定されていないということで、この件に関して追加議案として出される予定である。

また、この後説明するが、関連して議員提出議案を1件予定しているところである。

**富本理事** ただいまの説明について何かあるか。——それぞれ細かい提案事項については、2月2日の議運で理事者から説明があるので、よろしく願います。

#### 《地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う対応》

**富本理事** 引き続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う対応について、願います。

**議会事務局次長** こちらは、今申し上げた議員提出議案ということになるが、資料5をごらんいただきたい。

具体的な案件としては、委員会条例の一部を改正する条例ということになる。こちらの中身については、表題に書いているとおりであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、これに伴う文言整備である。

ご案内のとおり、教育委員会の委員長と現在の教育長をシャッフルし、新教育長ということで、教育委員会の代表になるというような法律改正が行われたことに伴い、資料5に記載しているとおり、「教育委員会の委員長」という部分を「教育委員会の教育

長」という言葉に変えるということである。

つけ加えて、丁寧な説明に改めるということであるが、ここについては、主たる改正に合わせてこの際改正するものであり、文章が長いということに伴っての、読点を入れるということである。

委員会条例ということであり、こちらについては、議員提出議案ということになるのかと思う。

**富本理事** 法律改正に伴う名称変更ということである。よろしいか。

**くすやま理事** それはわかるが、それが議員提案。

**富本理事** 要するに委員会条例だから議会でやらなければいけないので、議員提出議案になるということである。

そうなると、議運の委員全員で提案するということになると思うのだが、これもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**富本理事** それでは、この件は、議員提出議案第1号として第1回区議会定例会に提出をする。2月2日の議会運営委員会でも改めて説明をする。

なお、本議案の付託先は議会運営委員会ということになるが、よろしく願います。

《予算特別委員会について》

(1) 設置・構成について

(2) 正副委員長の選出について

**富本理事** それでは続いて、予算特別委員会について事務局からの説明をお願いします。

まずは、設置・構成、正副委員長の選出についてである。

**議会事務局次長** 予算特別委員会であるが、いつものとおり、第1回区議会定例会に設置することとし、全議員を構成員とする予算特別委員会を設置してはいかがかということである。

また委員長、副委員長については、慣例により、委員長を議長会派から、副委員長を副議長会派から選出してはいかがかと思う。

また、これでよければ、両会派については、2月10日までに個名を事務局までお知らせいただければと思う。

**富本理事** 予算特別委員会の設置について、それから正副委員長、構成についてもよろしいか。——それでは、そのような形でよろしく願います。

(3) 審査方法・日程・質疑持ち時間について

**富本理事** 続いて、審査方法・日程・質疑持ち時間について、事務局から説明を願う。

**議会事務局次長** こちらについては、資料6をごらんいただければと思う。

これも例年のとおりであるが、予算特別委員会につき、2番のほうからになるが、第1ブロック、第2ブロック、第3ブロック、第4ブロックという形で分けて審査し、1番に戻るが、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除いて8日間としてはいかがかというふうに考えているところである。

また、審査の時間であるが、持ち時間制ということで、これも従来どおり、1人6分の計算でトータル、表のとおりということにしてはいかがかと思う。具体的には、持ち時間については、裏面の(5)に計算式を掲載している。日程等については、2枚目の日程(案)のとおりであり、4つのブロックに分けているということである。持ち時間表の具体的な案、8日間については、3枚目の部分である。

**富本理事** これも従来どおりであるが、よろしいか。――

(4) 委員の席次について

**富本理事** それでは、次に席次について願います。

**議会事務局次長** 資料7をごらんいただければと思う。今回は、決算特別委員会のとときと会派構成等変わってないので、決算特別委員会のとときの枠組みをそのままご提案させていただいているところである。

**富本理事** よろしいか。――では、前回の決特と同じ会派別の席となるので、よろしく願います。個名は2月10日までに、それぞれ事務局へお届けください。

(5) 資料請求について

**富本理事** 続いて、資料請求について願います。

**議会事務局次長** こちらについては資料8をごらんいただければと思う。これも例年どおりであるが、予算特別委員会の審査に関する資料請求の日程等について、資料請求受付期間については、2月2日議運終了後の午後1時から2月12日の午後5時まで、ご請求いただいた資料については、2月25日にはお渡しできるという形で日程案を作成しているところである。

また、例年どおりのお願いで恐縮であるが、重複した資料請求はなるべく会派内で調整いただくとともに、締め切り前に請求が集中するので、なるべく早目にご提出いただければと思う。

**富本理事** これも従来どおりであるので、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**富本理事** それでは、協力をしてあげてください。早目の資料請求をよろしく願います。

《定例会の日程について》

**富本理事** 続いて、定例会の日程について説明を願う。

**議会事務局次長** こちらは資料9である。ただいまの予算特別委員会の日程も含め、2月10日午後1時に開会し、3月13日までということで、会期を32日間で設定している。3月11日については、先ほど申し入れがあったとおり、休会という扱いである。

特別委員会については、2月25日と26日の2日間で、午前10時、午後2時からという、1日2委員会という形で設定しているところである。

また、議案審査のための議運については、通常、災害対策特別委員会終了後に行っているところであるが、今回1日2委員会という形であるので、議運での議案審査については、全ての特別委員会が終わった後の、2月26日の議会改革特別委員会終了後の開催としてはいかがかというふうに考えているところである。

また、先ほどちょっと申し上げたとおり、2月17日に追加議案が提出される予定もあるので、その際には、この日程表には載せていないが、2月17日中日について、本会議開会前、9時15分から議運理事会、9時30分から議会運営委員会を開催したいというふうに考えている。

**富本理事** 3・11が休会、特別委員会は1日2委員会になっている。それから議運は、その関係で、議案があるならば議会改革特別委員会終了後、これはやるとしたら何時ぐらいからか。

**議会事務局次長** 議会改革特別委員会が午後2時からで、その後ということになるので、今のところは4時ぐらいかなと。

**富本理事** それからあと、書いてないが、皆さん、2月17日の9時15分に理事会、9時半に議運が入る可能性が高いので、そこは日程をあけておいてください。

ただいまの説明でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**富本理事** それでは、よろしく願います。

《本会議の会議録署名議員について》

**富本理事** 続いて、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明を願う。

**議会事務局次長** 今回については、24番山本ひろこ議員、36番安斉あきら議員にお願いしたいと考えている。

**富本理事** これについては、両会派の理事のほうからそれぞれお伝えください。

《本会議の説明員について》

**富本理事** 続いて、本会議の説明員について説明を願う。

**議会事務局次長** 今回の説明員であるが、選挙管理委員会委員長であった押村貞子氏が26年12月26日付で委員長を退任された。新たに織田宏子氏が委員長に就任したので、変更となる。

また、今回予算審査があるので、財政課長が入ることになるかと思う。

**富本理事** この件につきましてはよろしいですね。

《一般質問について》

**富本理事** 一般質問について、事務局から説明願う。

**議会事務局次長** 一般質問であるが、これも例年のとおりであるが、通告の期間としては、2月2日議会運営委員会終了後、午後1時から2月5日木曜日午後5時までということになるかと思う。

質問予定者数については、2月2日の議会運営委員会の中で、各会派からご報告いただければと思っている。

また、2月2日午後1時の時点あるいは最終日の最終希望者についても、重複している場合はくじ引きで順番を決めるので、よろしくお願ひしたいと思う。

また、これも毎回のお願ひで恐縮であるが、通告が最終日に集中するので、予定されていたら、なるべく早目にご通告いただければありがたい。

**富本理事** この件についてはいつもどおりであるので、よろしくお願ひする。あと、予定人数をそれぞれ議運でお知らせをいただくことと、非交渉会派は事務局で確認をお願ひする。

《発言通告について》

**富本理事** 続いて、発言通告について、事務局から説明を願う。

**議会事務局次長** こちらについても、いつもどおりという形になるが、初日2月10日の発言通告については2月6日金曜日午後5時まで、2月17日の発言通告については2月13日金曜日午後5時まで、最終日3月13日の通告については、3月11日水曜日午後5時ま

でなろうかと思う。

**富本理事** これもいつもどおりなので、よろしくご協力をお願いします。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

**富本理事** 続いて、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明願う。

**議会事務局次長** これは資料10であるが、いつもどおりである。代表質問、一般質問あるいはその裏に、今度は予特なので、意見開陳というふうに3種類、原稿をご提出いただくという形になる。それぞれ該当される方については、また事務局のほうから個別にご案内したいと思うが、ご協力いただければと思う。よろしくお願いします。

**富本理事** いつもどおりである。よろしくお願いします。

《その他》

(1) 会派名称の変更について

**富本理事** それでは続いて、その他に入る。

会派名称の変更について、事務局から説明願う。

**議会事務局次長** これは12月1日付の話であるが、横田議員から会派名称の変更届があり、「みんなの党杉並」から「闘う改革の会」という形で、略称2文字は「闘う」、1文字は「闘」を使うということでお届けをいただいている。

**富本理事** そうということなので、よろしくお願いします。

(2) 委員会室の工事について

**富本理事** 続いて、委員会室の工事についての説明をお願いします。

**議会事務局次長** きょうごらんいただいたとおり、マイクあるいは放送の聞こえ方もちょっとクリアになっているかなというところであるが、経緯については皆さんご存じのとおりで、3定の中で3・4委員会室の音響設備が故障した。仮復旧の形で3定と4定は乗り切ったわけだが、機種を更新とあわせ、故障した3・4委員会室だけではなくて、同じように経年劣化しているはずの第1、第2委員会室も含めて、音響設備の更新をした。全ての部屋新しくして、同じような形のマイクが取り付けられたところである。

操作方法であるが、全委員会室共通であるが、ご発言の際には、下の真ん中のボタンを押すとオン・オフができる。

委員長用のマイクだけは、システム全体を立ち上げると、常時オンの状態になる。それでいつでもお話しいただけるというわけだが、その中でも、スイッチが2つあり、右

側のボタンがマイクのスイッチオン・オフの操作ができる。また、誰かがしゃべっていても左側のスイッチを押すと、委員長のマイクが優先するという形になっていて、ちょっとポーンという音も鳴るようだが、そういった機能がついたものに変更されている。

あと、余り見えないが、各委員会室に集音マイクというものもつけている。マイクの入れ忘れの際にも録音ができるという形をとっている。もちろんインターネット中継については、集音マイクからの音については配信されないという形になっている。

また、書記の操作席のパネルでマイクオン・オフ、音量調整等々一元的に行えるシステムになっているが、そちらも一新したとともに、アンプ、スピーカーも一新し、デジタル方式となっているので、ノイズ等の問題だとかあるいは音質の問題とか、これまでの課題は解決されているかなというふうに考えている。

**富本理事** 故障続きであったが、やっと新しくなった。この件についてはよろしいか。――それでは説明のとおりであるので、よろしく願います。

### (3) プロジェクターの利用について

**富本理事** 続いて、議会改革特別委員会から意見書が出ていたプロジェクターの利用の話だが、これについて説明を願う。

**議会事務局次長** プロジェクターの利用であるが、議会改革特別委員会からの意見書で、27年の予算特別委員会を目途に試行してほしいということがあった。それで、昨年11月10日の議会運営委員会終了後に、実際に3・4委員会室にプロジェクターを設置した状態で、それぞれ見ていただいたところである。

率直に申し上げて、そのときのレイアウトでは、プロジェクターを設置する場所が限られる、また席によってはかなり見えにくいということがあり、実施するのはちょっと難しいのではないかという意見が多かったように思う。それを踏まえて、事務局としては、今回の予特で試行を行うのは難しいと考えているが、ご意見をお伺いできればと考えている。

**富本理事** 議会改革特別委員会から、今回の予算特別委員会を目途に試行をという話があった。それで話し合ったように、実際に場所を確認したりいろいろした。ちょっと厳しいのではないかということ、それから現実的に、いわゆる画面ですか、予算を獲得して設置してそこで映すとか、そういうことのほうがレイアウトの関係だと現実的ではないか、そんなことがあった。議会改革特別委員会から議運のほうに投げられているので、理事会また議運のほうでもこの取り扱いを改めて確認していかなければならないのだが、この間見ていただいたが、皆さんそういう思いはあるのだが、物理的にちょっと厳しし

いんじゃないかというふうな声が多かったように思う。何か意見あるか。いたし方なしということでもよろしいか。――議会としては、議会改革特別委員会は超党派でもあるので、そういう思いは強いのだが、残念ながら、試行をするにも物理的に厳しいということで、それでは、今回の予特ではプロジェクターは使用しないということでもよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**富本理事** ただ、今後も引き続きその実現に向けて努力をして新生議会でも検討していきたいと思うので、よろしく願います。

なお、この件は2日の議会運営委員会でも諮りたいと思うので、よろしく願います。

#### (4) 陳情の取扱いについて

**富本理事** 続いて、陳情の取り扱いについて事務局から説明を願う。

**議会事務局次長** 資料11をごらんいただければと思う。今回、12月11日であるが、この陳情文書表にあるとおり、「拉致事件に関する陳情」ということで提出があった。

こちらの陳情については、4定の中で審査をし、議会になじまない陳情という理由で不採択としたという経緯がある。もちろん、その結果については通知したが、また12月11日に提出されたという状況である。

この対応についてご協議をお願いできればということであるが、今回また、まるっきり同じような形で陳情を出され、今回については、表題に関する個人名を削るということについては、連絡がついたので、それは削った形で文書表をつくったが、今回のように、1度不採択とした陳情と同趣旨の陳情がまた同じ陳情者から提出されたような状況について、どう取り扱えばいいかということである。陳情が出されたということに関しては、形式的な要件が整っていれば受理せざるを得ないところであるが、4定の中で議会審査になじまないと判断したときと状況は何ら変わっていないという状況である。したがって、再度審査という形をとっても結果は同じではないかと思う。

そのために、今回のケースのように、1度議会として審査し結論が出ている陳情と同趣旨の陳情が同じ陳情者から提出されて、前回審査し結論が出てから再度提出されるまでの間何らの状況の変化がない場合、今回がその場合であるが、取り扱いについて、ここからが1つご提案であるが、議長判断で、委員会へは付託しないという扱い、また文書表については、議員の皆様には配付をしないが、この形で作成はして、公開する文書としては備えておく。その上で、その旨を議会運営委員会に報告し承認を受ける、そういった取り扱いにしたらいかがかなというふうに考えている。

この件に関してご協議いただければと思う。

**富本理事** 今回この陳情が、再度という言葉が正しいと思うが、提出された。もちろん陳情権を侵害するものではない。陳情は1度受けますが、前回既に杉並区議会としてこの陳情は不採択ということで決定をしている。また同じものが出て、ではまた審査をするのかということで、そのときから特段の変化があるわけでもないのに、そうすると、こういうケースだと、現状だと、毎回同じ結果を送り返すだけということにもなるので、それはちょっとおかしいのではないかとということもあったので、こういう場合は、議長の判断で、受理はするが、この間審査したし同じだからというような扱いにするということ。要するに委員会に付託しないで、議長の判断で陳情者にお返しをするというふうなシステムにしたらどうかということである。ただ、とはいうものの、一旦は受理をしているわけなので、議員へは文書表は配付しないが公開の文書としておく。それから、そういうふうな対応を議長がしましたよということは議運には報告をするというような扱いにしてはどうかということをご提案しているわけである。いかがですか。

**くすやま理事** そういうことにならざるを得ないのかなと個人的には感じたところだが、ただ、ちょっと私1人の判断では……。私としては持ち帰らせてもらいたいと思う。

**富本理事** ただ、今議会に付託云々の作業があるはずだから、タイムリミットは一応あるでしょう。中日でよければ中日までに。この陳情がとりあえず一番最初の対応になるから、この陳情について、協議の結果によって対応の仕方が変わってくるので、中日で、付託をするのかしないのか最終判断しなきゃいけないので、なるべく早目に、初日ぐらいいまでには返事はもらわないと厳しいでしょう。どうですか。そのぐらいいまでには決めていただいて対応すると。

**議会事務局次長** そうですね。先ほど申し上げたように17日中日に理事会、議運も予定はされているので、そこが最終的なタイムリミットかなと思うが。

**富本理事** ただ、のりとの作成とかそういうこともあるでしょうから、少し早目によろしく願います。非常にイレギュラーなケースだと思うが。全く同じものをまた出されて。我々としては一応審査してお返ししているのに、また同じことで審査をするのかということになると、それはまたそれで少しおかしいという部分もあるのかなと思うので、その辺はそれぞれ会派でもご協議いただいて、また最終的な結論を出していきたいと思うので、よろしく願います。

**小川理事** このために別に理事会を開く必要はないわけですね。例えば持ち回りで、うちの場合はその対応でいいと思っているが、それは例えば個別に……

**富本理事** それは事務局で個別に当たっていただき、必要があれば当然開きますが、うまく、皆さんの予定に余り響かないような形で、行うにしても、していきたいと思うので、

よろしく願います。

では、この件は持ち帰りということになった。

(5) 委員会室への電子機器の持ち込みについて

**富本理事** 続いて、委員会室への電子機器の持ち込みについて、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** 資料12をごらんいただきたいと思う。電子機器の委員会室への持ち込みについては、今年度から認められたところであるが、26年度1年間を試行期間とする取り扱いになっているところである。27年度からどうするかということについては、そのときにも、事前に検証を行うとされておりましたし、加えて、4月3日の理事会において、1年間を通じて試行した結果を見て今後どうするかというようなアンケート調査を行うとされているところであるので、資料12にあるような形のアンケートを、きょう、案としてお持ちした。

この内容でよろしければ、各会派のほうにご配付いただき、少数会派のほうは事務局で配付するというふうに考えている。また、回答については、2月17日までに、なるべく会派でまとめた上で事務局へご提出いただければと思う。

資料12をごらんいただき、表面については、こういったことをお願いしますというご案内の文章で、めくって問1から、どのような電子機器を使用しましたか、おおよその回数をお願いします、どの委員会で使用しましたか、どのような用途で使用しましたか、裏面に行き、今年度の試行期間中、電子機器の利用に関して何か気になった点、問題がありましたか、問5につきましましては、ご意見などについてありましたらご自由にお書きください、というシンプルなものを作成した。ご協議いただければと思う。

**富本理事** このアンケートの内容は、とりあえずこれでよろしいかということだが。――では、このアンケート調査を実施するということでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**富本理事** それでは、アンケート用紙を後ほど配付するので、2月17日までに事務局へ、会派ごとにまとめて提出をお願いします。非交渉会派については、事務局で対応をお願いします。

それから、来年度からはどうするかは、このアンケート調査の結果等を見て検討していきたいと思うので、よろしく願います。

(6) 意見書、決議の提案ルート

**富本理事** 続いて、意見書、決議の提案ルートについて、事務局から説明願う。

**議会事務局次長** 資料13を見ながらお願いしたいと思う。この件については、かねてよりの懸案事項ということで、昨年11月7日の理事会でご協議いただいたが、結局結論が出てないところである。前回の理事会の中で、「座長の判断で」というところがひっかかるというご意見があったので、私どものほうで、議会運営委員会に提出することができる場合の要件として規定してはいかがかということで、この資料13を用意した。

具体的には、ここに記載してある①、②の2つの要件をもって提出することができるというところが、①については、「何らかの期限がある場合や、時機を逸することで効果が薄れるなど、その会期中に議会としての意思を示す必要がある意見書、決議」である場合、②としては、「本会議で可決される見込みのある意見書、決議」である場合、こういった2つのことを要件としたらいかがかということで、今回ご提案をしているところである。

またあわせて、この資料にあるとおり、現在の申し合わせ事項に、下線の部分を追加するということになるかと思うので、こういった取り扱いにしてはいかがかというところで今回提出した。

**富本理事** この件については議論を続けてきたが、共産党さんのほうからご意見がありますね。

**くすやま理事** 今回提示されたものについて団として協議したが、結論としては、やはりこれまでどおり理事会で全会一致となったものを提出することができるということで、今回の下線以下についてはちょっと賛同できないということで、全会一致となったものだけを提出することができることにすべきだという意見である。

**富本理事** そういうことだそうです。例の決議のことがあり、私もいろいろな会派の方からご意見をいただいたので、より民主的に、より説明がわかりやすいものにしようかということいろいろやってきたのだが、そういうご意見なので、現状維持ということですね。

**くすやま理事** 私どもの意見はそうである。

**富本理事** ですので、意見書、決議は、委員会での決定によるものと理事会で全会一致となったものを提出することができるということが現状書いてあるが、そういうことですね。ほかに方法がなければ、仕方がないよね。

**くすやま理事** やはり意見書というのは大変重みのあるものだと思うので、議会の総意ということになれば、理事会で全会一致となったものというふうに、従来どおりということとで変える必要はないということが団の意見である。

**富本理事** では、そういうことで仕方がないね。この間のようなことがまた起きるかもしれませんということですね。だって、変わらないんだから。

**くすやま理事** そのときはそのときで対応するしかないのだろうと思うのだが、申し合わせ事項にそういうふうに記述を載せるということは、私どもとしては賛同できないので、そういう意見である。

**富本理事** わかりました。この件は協議をしてきたが、理事会でも合意ができないということなので、申し合わせ事項に追加をするということにはできないということである。もう少し議論の余地があるのかどうかは見きわめたいと思うが、こういう現状だということとをそれぞれご理解いただき、また何か知恵があればお話をいただければ。

ただ、大体議論は出尽くしているので、これで議論を終結するか、もう一ひねりあるかということなので、その辺は議論をしていただければと思うが。座長の判断というのは、大分かみ砕いては書いたのだが、しょうがないですね。

では、この件は合意せずという結論ということによろしいか。

**小川理事** 結論をつけるというのではなくて、改選もあるし、新生議会だって新しい構成メンバーになるかもしれない。今期の結論であって、来期またできれば、と思う。

**富本理事** 今期ずっと話してきたのだが、とりあえず、こういうこともあったということ認識しながら、今期の議論は終結するということによろしいか。私もずっと引きずっていてもしょうがないので、一応そういうことで合意がとれたので、そういう形にさせていたいただきたいと思う。

#### (7) 申し合わせ事項の見直し

**富本理事** それでは、申し合わせ事項の見直しについて、お願いします。これはさっきの請願・陳情の件名とか文書表の公開の取り扱いの話である。

**議会事務局次長** 資料14であるが、前回ご了解いただいた請願・陳情の件名、文書公開の取り扱いについて、資料14の形で申し合わせ事項という形にしてはいかがかというところである。

**富本理事** 資料14は、既に皆さんで合意された陳情の扱いのことである。マスキングの話とか、個人名が入っているのは削除するとかということで、これは既に皆さんで合意した内容を新たに申し合わせ事項に追加していいかということの確認だが、これは合意されているからよろしいですよ。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**議会事務局次長** 資料15であるが、こちらについては、電子機器の持ち込みに関するもの

で、試行に入ったときのものと変わってないかと思うが、本実施ということになったら、こういった形で申し合わせ事項に加えてはいかがかというふうに考えているところである。

**富本理事** 資料15に関しては、今こういう形で申し合わせが既にされている。これにアンケート調査の結果を加味して最終的な確定みたいな形になるという考え方でよろしいのかな。ですから、アンケート結果を見て最終協議をしていくことになる。

それで、申し合わせ事項の見直しというか、最終的な確定は今議会が3月13日に終わるので、次期の改選後の新しい議会に向けての申し合わせ事項の一覧をまたつくるわけである。そのときに入れるか入れないかということになるので、3月13日の議運で最終的に承認をして確定して、今期までの申し合わせ事項をつくるということになるので、3月13日の前に理事会を開いて最終的に確認をしようかなと思っているが、アンケートの結果が出て早目に議論できるのであれば早目に確定したいと思う。いろいろな議論を積み重ねてきたが、申し合わせ事項も、資料14の件は入れることは決まったが、電子機器の持ち込みについての話を入れるかどうかを最後確認した上で決定をしたいと思うので、よろしく願います。よろしいか。――

それでは、るる協議してきたが、本日の議題は以上であるが、ほかに何かあるか。

**くすやま理事** 私どもの党として、事あるたびに、請願・陳情審査のことについて取り上げてきた。杉並区議会の請願・陳情の審査率の低さということの問題にしてきていて、審査率を上げるというか、請願・陳情の審査を行っていくべきだということ事を事あるごとに申し上げてきたと思う。

それで、事務局のほうにもお願いして、23区のほかの区議会の審査状況なども調べていただいたのだが、やはり杉並区の審査率が非常に低いということが改めて明らかになった。一番低いのが練馬区が31%、杉並は36%ということで大変低いということだったわけである。

陳情審査の処理方法は一律ではないので、差もあると思うが、そうはいっても、杉並の場合大変低いということは問題だと思う。請願・陳情というのは住民の権利であるから、今期も残り少なくなったが、改選前に適切な審査が行われるように改めて働きかけるものである。

12月だったか、議運のときに私のほうから議長にも、ぜひ各委員長にも審査をしてほしいという申し入れなども行っていただきたいとたしか申し上げたような記憶があるのだが、そのあたりいかがか。

**富本理事** 今、陳情審査の話が出たが、議運については今2件。1件は政務活動費に関する

る件なので、これは政務活動費の検討会でも同様の議論をしているということもあるので、その結論を待つということを考えている。

それからもう1件はコンピューターの使用の話なので、これも電子機器の持ち込み等の議論をしているので、議運としては陳情は取り上げていないという現状がある。

前者のことに關しては、私も陳情者とお会いして、その話はしている。陳情がこういう扱いになっていますということはわかっているので、陳情者のほうにもご理解をいただいているという現状がある。まず議運の陳情に關しては、委員長としてそういうお話をさせていただく。

それから、ほかの委員会についてであるが、共産党さんが委員長をやっている委員会はどういう状況か。

**くすやま理事** 去年も災害対策特別委員会で鈴木議員が委員長になって、たしか1本審査していると思うし、今年度も原田議員の都市環境委員会でもやりましたし、富田議員の災害対策特別委員会でも陳情審査したと思う。我が党が委員長のところはできるだけ審査をしようということで努力はしているつもりである。そういう状況である。

**富本理事** それで、議長いかがですか、今の意見。陳情の審査率向上については、それぞれの委員長の判断に任されているが、共産党からそういうご意見もあった中で、それ以降何かありますか。

**議長** 今、意見という要請があったので、私の経験を踏まえてみると、委員長同士で引き継ぎのときに、請願・陳情があるので、この案件を、その中でもこれは促進できるだろうというふうな伝達があった。ですので、最近そういう引き継ぎの状態と各委員長の意識がどうあるか。委員長の1つの職務として、請願・陳情審査を促進するという役割があるわけだが、その辺の意識がどうなのかという、いま一つ私もわからない点がある。

**くすやま理事** その、どういう意識かを議長のほうからぜひ各委員長に聞いてもらいたいなと思う。

きょう理事会の場でも出したが、できたら議会運営委員会でも、陳情審査の取り扱いについて議題としていただければありがたいなというふうに要望するのだが、いかがか。各委員会に出されている請願・陳情の審査について、私たちとしては、低いのもっとどんどん審査をしてほしいということについて、議会運営委員会としても、ほかの議運のメンバーの方たちはどういうふうに考えているかをぜひご意見も聞きたいというのもあるので、できたら、2日に開かれる議運の中で、この件についても議題にのせてもらえたらありがたいと思っているが、いかがか。

**富本理事** それは検討する。今いきなり言われたので、あれですが、ただ、皆さん、請

願・陳情の審査率は上がったほうが良いということは多分共通認識だと思う。それはいろいろな理由で上がっていないということもあるのでしょう。ですので、多分それ以上でもそれ以下でもないで、それを議論して何なのかというのはあると思うのだが、お話があったので、委員長としては副委員長とも相談して検討させていただく。

それから、議長等でも、再度そういう要請もあったので、それは議長のほうでお考えいただき、また何らかの行動をとられるかどうかということは議長の判断に委ねたいと思う。

それでは、ほかに何かあるか。

**議長** ちょっとお願いがあるが、昨今本会議場を見ておると、大変離席が多くなっている。議会の進行秩序の点から、トイレまたは緊急時以外は座っていただきたい。こんなことを理事会を通じて皆さんに徹底していただければ、こういうお願いである。

**富本理事** 議長席から見てそうお感じになるということなので、そういうお話が議長からあったので、それは各理事のほうから、また事務局のほうから各議員にご伝達をいただければと思う。

ほかに何かあるか。

**議会事務局次長** 1点、事務連絡だが、本日資料の区政経営計画書であるが、月曜日の議運のほうにもお持ちいただくようお願いできればと思う。

**富本理事** それでは、そのことをお忘れなきようお願いする。

なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前11時10分 閉会)